

令和4年第1回仁淀川町議会臨時会付議事件

(付議事件)

1. 議会の組織について
2. 報告第1号 専決処分の報告について（盗難被害に係る和解について）
3. 報告第2号 専決処分の報告について（令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第6号））
4. 報告第3号 専決処分の報告について（令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第7号））
5. 議案第1号 仁淀川町観光センター等の指定管理者の指定について
6. 議案第2号 令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第8号）について
7. 議案第3号 令和2年度道整備推進交付金事業林道大峠北浦線開設工事請負契約の一部変更について
8. 同意第1号 監査委員の選任について

令和4年第1回仁淀川町議会臨時会会議録（第1号）

令和4年2月8日（火曜日）

10時00分開会

12時24分閉会

出席議員（10名）

1番議員	岡田良成	2番議員	藤堂賢太郎
3番	藤原大	4番	野村安夫
5番	大野直孝	6番	片岡智準
7番	竹本文直	8番	若藤敏久
9番	藤崎源彦	10番	大野弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長	古味実	副町長	竹本雅浩
教育長	黒川一彦	総務課長	大石浩平
企画課長	古味仁志	税務課長	片岡博
町民課長	井上竜一	保健福祉課長	谷脇昭仁
産業建設課長	片岡伸二	会計管理者兼出納室長	下久保幹夫
教育次長	井上健一	仁淀総合支所長兼地域振興課長	神岡孝司
池川総合支所長兼住民福祉課長	大原正人	仁淀住民福祉課長	大野真智
池川地域振興課長	大原成彦		

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	日浦嘉平	書記	西村美智
--------	------	----	------

午前10時00分 開会

○臨時議長 皆さん、おはようございます。ただいまご紹介いただきました片岡智準でございます。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行いますので、議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回仁淀川町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付しておりますので、ご確認願います。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2、議長の選挙についてを議題とします。

暫時休憩します。

午前10時02分 休憩

午前10時14分 再開

○臨時議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長選挙を行います。選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○臨時議長 ただいまの出席議員は全員、10人です。

次に、立会人を指名します。仁淀川町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に仮議席ナンバー1番、竹本文直君と2番、藤堂賢太郎君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙にお一人の氏名を記載してください。白票は無効となります。記載は自席でお願いします。

(投票用紙配付)

○臨時議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声)

○臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○臨時議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票は1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○臨時議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声)

○臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。竹本文直君、藤堂賢太郎君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、大野弘君6票、藤崎源彦君4票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、大野弘君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長 ただいま議長に当選された大野弘君が議場におられます。仁淀川町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

当選人の発言を求めます。大野弘君。

○議長 議長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、皆様方のご支持を頂きまして、議長を拝命することになりました大野弘でございます。私たち議員は、常に町民の福祉や生活の向上、そして町の発展のため、町長をはじめとする執行部と対話を重ね、町民に信頼される議会を目指し、公正かつ円滑に議会運営に取り組んでまいりますので、議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。就任のご挨拶といたします。

○臨時議長 以上をもちまして、臨時議長の職務を終了いたします。

議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時27分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、ただいま配付のとおりといたします。

日程第1、副議長の選挙についてを議題とします。

暫時休憩にします。

午前10時27分 休憩

午前10時29分 再開

○議長 会議を開きます。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長 ただいまの出席議員は全員です。

次に、立会人を指名します。仁淀川町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に岡田良成君と片岡智準君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙にお一人の氏名を記載してください。白票は無効票となります。記載は自席でお願いします。

(投票用紙配付)

○議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声)

○議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長 異状はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票は1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声)

○議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

これより開票を行います。岡田良成君と片岡智準君、開票の立会をお願いします。

(開票)

○議長 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、野村安夫君 5 票、藤崎源彦君 5 票です。

野村安夫君と藤崎源彦君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第 1 項の規定は、公職選挙法第95条第 2 項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになります。

藤崎源彦君と野村安夫君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは 2 回引きます。1 回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2 回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。くじは抽せん棒で行います。

これからくじを行います。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。番号の小さいほうを引いた方から、くじを引くことになります。

野村安夫君、藤崎源彦君、くじを引いてください。

(くじ引き)

○議長 くじを引く順序が決定しましたので報告します。

まず初めに藤崎源彦君、次に野村安夫君。

以上のとおりです。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。番号の小さいほうを当選といたします。

初めに藤崎源彦君、くじを引いてください。次に野村安夫君、くじを引いてください。

(くじ引き)

○議長 くじの結果を報告します。

くじの結果、藤崎源彦君が当選人と決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長 ただいま副議長に当選された藤崎源彦君が議場におられます。仁淀川町議会会議規則第32条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

藤崎源彦君、当選人の発言を求めます。

○副議長 ただいま副議長を拝命いたしました藤崎源彦でございます。

私の気持ちは、先ほど議長選のときに申し上げましたとおりでございます。議長という立場であれ、副議長という立場であれ、私は自分の考えを信じて行動に移したいと思いません。

ただ、立場上、やはり自分の意見だけを通すわけにはいきません。皆さんとの対話というものが非常に重要だと思いますので、皆さんと対話を重ね、そして、十分に相手のことを理解した上で物事を、正しいと思うことは正しい、間違ったと思うことは間違った、是々非々で臨みたいと思います。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 それでは、議席の指定を行います。

暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時42分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議席は、仁淀川町議会会議規則第3条第1項の規定により、副議長9番、議長10番、その他の議席については、くじをもって決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、ただいまより事務局職員にくじを持参させますので、先ほど決めた順番に従い、順次引いてください。

(くじ引き)

○議長 議席が決定しましたので発表します。

1番、岡田良成君、2番、藤堂賢太郎君、3番、藤原大君、4番、野村安夫君、5番、大野直孝君、6番、片岡智準君、7番、竹本文直君、8番、若藤敏久君。

以上です。

9番、藤崎源彦君、10番、大野弘を含めて、全て議席が決定しました。それでは、指定されました議席へ名札を持って移動願います。

暫時休憩します。

午前10時47分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1 番、岡田良成君、2 番、藤堂賢太郎君を指名します。

日程第 4、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日 1 日としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしの声を確認しました。したがって、会期は本日 1 日に決定しました。

ここで招集者の挨拶を求めます。古味町長。

○町長 本日新たに選出されました議員の皆さんをお迎えして臨時議会を開催するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

立春を過ぎましたが、寒波の影響で、春はまた遠く感じております。積雪などによる住民の皆様への影響も心配されますので、対応には万全を期したいと考えております。

議員各位におかれましては、去る 1 月 23 日に執行されました町議会議員選挙において、町民の厚い信任を受けて、めでたく当選されたことを心からお喜び申し上げます。先ほど正副議長に選出されました大野弘議長、藤崎副議長におかれましては、議会のまとめ役として、その重責を担っていただくこととなりますが、どうかよろしくお願い申し上げます。

また、私も町長に就任して約半年になりますが、引き続き対話を通じて町民のご意見を伺い、また、現場に足を運んで実情を把握しながら、しっかりと町政を運営していく所存ですが、議員各位にも、町民の意見をこの議場に届けていただきますとともに、町政の最終的な決定機関としての適切な判断を頂きますようお願い申し上げます。

さて、今年に入り、全国的に新型コロナウイルス感染者が急増し、町内でも10名以上の感染者が報告されております。私としても強い危機感を持っております。また、感染された方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

本町としても、2 月 3 日から 3 回目のワクチン接種が開始され、2 月 20 日までに 2 回接種を終えた、希望する 65 歳以上の高齢者の追加接種が終了し、65 歳未満の方の接種については 3 月以降を予定しておりますが、町民の皆様には、引き続き感染予防にご協力を頂きますようお願い申し上げます。

さて、本臨時議会に提案しております6件の案件は、専決処分の報告3件、指定管理者の指定に関する議案1件、令和3年度一般会計の補正予算1件、林道開設工事の変更契約議案1件となっております。提案理由につきましては、副町長から説明申し上げますので、十分にご審議を頂き、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、開会のご挨拶といたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、次の日程に移りたいと思います。

日程第5、常任委員会委員等の選任についてですが、前回の初議会でも、各委員、委員長等については一括に検討、決定したと思います。

日程第5、常任委員会委員の選任から、日程第15、国道439号改良促進特別委員会委員長、副委員長の互選についてまで及び議選監査委員の推薦については、一括に休憩中に協議してはどうかと思います。

なお、監査委員の推薦につきましては、決定次第、先にお知らせしていただければ助かります。

前回と同じく、一括協議・決定ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○議長 暫時休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時33分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。常任委員の選任については、仁淀川町議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたしますが、既に全ての委員等が決定済みであれば、各常任委員長、副委員長まで全て発表を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 それでは、日程第5から日程第15までを一括で発表いたします。

総務教育民生常任委員会は、委員長、片岡智準君、副委員長、藤堂賢太郎君、委員、竹本文直君、委員、若藤敏久君、委員、藤崎源彦君、委員、大野弘。

産業建設常任委員会は、委員長、岡田良成君、副委員長、大野直孝君、委員、藤原大君、委員、野村安夫君、委員、藤崎源彦君、委員、大野弘。

議会運営委員会は、委員長、竹本文直君、副委員長、藤堂賢太郎君、委員、片岡智準君、

委員、岡田良成君、委員、藤原大君、委員、野村安夫君でございます。

一部事務組合議会議員は、岡田良成君、野村安夫君、若藤敏久君の3名です。

仁淀川町議会だより特別委員会は、委員長、藤原大君、副委員長、藤崎源彦君、委員、藤堂賢太郎君、委員、竹本文直君、委員、大野直孝君。

以上です。

次に、国道439号改良促進特別委員会は、委員長、野村安夫君、副委員長、大野直孝君、委員、竹本文直君、委員、藤崎源彦君です。

以上となっております。よろしくお願いいたします。

監査委員につきましては、この後、議案の上程の最後、日程第22での案件となります。

日程第16、報告第1号、専決処分の報告について（盗難被害に係る和解について）から、先ほど提出のありました同意第1号、監査委員の選任についてを日程第22とし、それまでを一括上程したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。

議案等はお手元に配付のとおりです。ご確認願います。

日程第23、執行部に提案理由の説明を求めます。報告第1号から議案第3号まで一括して、竹本副町長。

○副町長 それでは、今議会に提出しております報告等について、順次ご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。報告第1号から説明いたします。

報告第1号、専決処分の報告について。

別紙事項について専決処分したので、地方自治法第180条の規定により議会に報告する。
令和4年2月8日提出、仁淀川町長古味 実

この報告案件は、大崎、桜、鹿森、泉地区のグレーチング盗難被害に関する和解について、議会の委任による町長の専決処分事項の指定についての規定により専決処分の報告をするもので、別紙専決処分書のとおり、本件の被害弁償として17万4,240円の弁済を受ける内容となっております。

次に、議案書の3ページをお開きください。

報告第2号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

1. 事件名 令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第6号）

2. 専決処分した日 令和3年12月9日

令和4年2月8日提出、仁淀川町長古味 実

別紙、令和3年度仁淀川町一般会計補正予算書（第6号）の1ページをお開きください。

令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第6号）。

令和3年度仁淀川町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,080万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億7,172万4,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年12月9日専決、仁淀川町長古味 実

まず歳入でございますが、詳細につきましては6ページから7ページをご参照ください。

6ページの10款地方交付税は、一般財源不足を留保財源で調整したことによる435万2,000円の補正でございます。

7ページの14款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対策として、年収960万円までの世帯に子供1人当たり10万円を給付しました子育て世帯臨時特別給付金事業の先行給付分5万円に対する国庫補助金1,645万5,000円の補正でございます。

次に歳出でございますが、詳細につきましては8ページをご参照ください。

8ページの2款総務費は、子育て世帯臨時特別給付金事業に関する会計年度任用職員報酬等64万5,000円と、その事務に要する費用16万2,000円及び給付金2,000万円の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は2,080万7,000円の増額で、補正後の合計は84億7,172万4,000円となっております。

次に、議案書の4ページをお開きください。

報告第3号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

1. 事件名 令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第7号）

2. 専決処分した日 令和3年12月15日

令和4年2月8日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和3年度仁淀川町一般会計補正予算書（第7号）の1ページをお開きください。
令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第7号）。

令和3年度仁淀川町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,880万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億9,052万7,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年12月15日専決、仁淀川町長古味 実

まず歳入でございますが、詳細につきましては6ページをご参照ください。

6ページの10款地方交付税は、一般財源不足を留保財源で調整したことによる1,880万3,000円の補正でございます。

次に歳出でございますが、詳細につきましては7ページをご参照ください。

7ページの2款総務費は、コロナ対策であります子育て世帯臨時特別給付金事業に関する手数料3,000円及びクーポン券での給付から現金での給付が可能となったことによる追加の給付金1,880万円の補正でございます。

このことにより、補正第6号で説明しました先行給付分と合わせて、子ども1人当たり10万円の一括給付を年内に完了しております。

以上の結果、歳入歳出予算の補正額は1,880万3,000円の増額で、補正後の合計は84億9,052万7,000円となっております。

以上が報告についての説明となります。

それでは、続きまして、議案についてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお願いします。

議案第1号、仁淀川町観光センター等の指定管理者の指定について。

仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、仁淀川町観光センター等の管理について、下記の指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和4年2月8日提出、仁淀川町長古味 実

記

1. 指定管理者となる団体の名称 田舎生活株式会社

2. 指定の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日

この議案は、さきの12月議会での説明が不十分であったこともあり、否決されました案件でございますが、その後、ご指摘を頂いた募集要綱等の訂正をして再募集を行うとともに、審議員も増員して、1月21日の仁淀川町公の施設指定管理者選定審議会の審議を経て、田舎生活株式会社を仁淀川町観光センター等の指定管理者として指定しようとするものであります。

なお、指定期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間となっております。

次に、議案書の6ページをお開きください。

議案第2号、令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第8号）について。

令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第96条の規定により、議決を求める。

令和4年2月8日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和3年度仁淀川町一般会計補正予算書（第8号）の1ページをお開きください。

令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第8号）。

令和3年度仁淀川町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,031万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億5,084万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正による。

令和4年2月8日提出、仁淀川町長古味 実

まず歳入でございますが、詳細につきましては7ページから11ページをご参照ください。

7ページの10款地方交付税は、減債基金積立てによる1億679万4,000円の補正でございます。

次に、8ページの14款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対策として住民税非課税世帯等に現金10万円の支援を行う非課税世帯臨時特別給付金及び支給範囲を拡大したことによる

子育て世帯臨時特別給付金事業に関する国庫補助金 1 億6,350万円の補正でございます。

9 ページの17款寄附金は、ふるさと納税による寄附金400万円の補正でございます。

次に、10ページの18款繰入金は、一般財源の過不足を留保財源で調整するため、財政調整基金からの繰入金1,415万5,000円を減額補正しております。

11ページの20款諸収入は、報告第 1 号のグレーチング盗難被害に関する和解賠償金17万4,000円の補正でございます。

次に歳出でございますが、詳細につきましては12ページから15ページをご参照ください。

12ページの 2 款総務費の一般管理費は、臨時特別給付金事業に関する職員の時間外勤務手当25万円、事務に係る消耗品等80万1,000円、システム導入委託料243万1,000円、子育て世帯臨時特別給付金及び非課税世帯臨時特別給付金 1 億4,620万円の補正。まちづくり推進事業費は、職員の異動による給料 5 万7,000円、ふるさと納税増額による手数料 5 万円及び事務代行委託料305万円の補正でございます。

13ページの 5 款農林水産業費は、1 月 1 日付で採用しました職員の雇用による給料等68万円の補正でございます。

次に、14ページの 9 款教育費は、高等学校等通学給付金分として400万円の財源振替を行っております。

15ページの12款諸費は、減債基金積立金 1 億679万4,000円の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は 2 億6,031万3,000円の増額で、補正後の合計は87億5,084万円となっております。

次に、議案書の 7 ページをお開きください。

議案第 3 号、令和 2 年度道整備推進交付金事業林道大峠北浦線開設工事請負契約の一部変更について。

下記工事の契約の一部を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|----------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 令和 2 年度道整備推進交付金事業林道大峠北浦線開設工事 |
| 2 | 契約金額 | 変更前 6,644万円
変更後 5,661万840円 |
| 3 | 契約の相手方 | 株式会社大一林組
代表者 住 所 仁淀川町田村82番地 1 |

氏 名 代表取締役 林 健二

令和4年2月8日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、議会に付さなければならない予定価格5,000万円以上の工事請負契約における500万円以上の契約変更であるため、議会の議決を求めるものであります。

令和2年9月の議会定例会で議決を頂き、本年度繰越しで施工しております令和2年度道整備推進交付金事業林道大峠北浦線開設工事におきまして、令和3年2月に地すべり性ののり面崩壊が発生したことにより、施工が完了しておりましたのり面工が被災したため、その部分に対して、建設工事請負契約書第30条第1項の規定により、補償費として支出することとなり、工事費から一部補償費に流用することとなったため、事業内容を変更するものです。

具体的には、ボーリング調査に係る技術管理費の追加、開設延長の短縮、掘削工及び重力式擁壁工、排水構造物工等の縮小を行うものであります。

このことにより、契約金額が982万9,160円の減額となるものです。

以上で私からの提出議案についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 追加議案、同意第1号、監査委員の選任についてを、古味町長。

○町長 同意第1号、監査委員の選任について。

下記の者を仁淀川町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 吾川郡仁淀川町竹ノ谷767番地4

氏 名 竹本文直

生年月日 昭和25年5月1日生

令和4年2月8日提出、仁淀川町長古味 実

提案理由ですが、令和4年1月31日の議会選出監査委員の任期満了に伴い、上記の者を新たに選任しようとするものであります。

以上です。

○議長 以上で追加議案を含む提案理由の説明を終わります。

これより議案の審議を行います。

日程第24、質疑を行います。

報告第1号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第1号の質疑を終結します。

報告第2号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第2号の質疑を終結します。

報告第3号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第3号の質疑を終結します。

議案第1号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 この案件については、提案理由の中にもありましたように、12月議会で一度否決された内容であります。その12月議会で出された問題点等々について、十分議論を重ねた上、手続上もされたと、十分に注意して選任されたというふうに思います。

それはそれでいいんですが、この田舎生活株式会社というのは初耳なんです。この会社についての概要等、構わない範囲で説明を願いたいというふうに思います。

○議長 執行部の答弁を、大石総務課長。

○大石総務課長 竹本議員のご質問にお答えいたします。

この田舎生活株式会社というのは、元は掛水自動車整備工場でございました。そこから会社を別途設立しまして、定款上は令和3年12月15日に設立となっております。

定款の内容のほうも観光宿泊業、あと移住とか、多岐にわたっていろんな分野の内容を記した定款となっておりますので、そういった会社でございます。

以上でございます。

○議長 ほかに。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第1号の質疑を終結します。

議案第2号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。8番、若藤敏久君。

○8番 補正予算の第8号なんですが、12ページ、時間外勤務手当25万円と出とるんですが、この25万円の内訳は何人分で、それと一月分なのか、それとも数か月分なのか、ちょっと詳しく説明をお願いいたします。

以上です。

○議長 井上町民課長。

○井上町民課長 ただいまの若藤議員のご質問にお答えいたします。

この件に関しましては、子育て世帯臨時特別給付金の追加、それよりも、非課税世帯に対する臨時特別給付金を急遽、国の決定によって執行することになりました。それに対して、通常業務に加えて事務を遂行することになりますので、職員としては2名の時間外勤務手当、一応これは3月いっぱいまでを想定しております。

以上です。

○議長 若藤敏久君。

○8番 もうちょっと詳しくやって。ほんで、2名は分かったんじゃけど、期間はどれぐらいになるのか。

今、2名というのは分かったけん、半分に割っても12万5,000円ぐらいになるんじゃけど、1人で25万も取りよったら、とてもじゃない給料ばあ出るきよね、そう思うて質問しよるんじゃき、もっと詳しく説明できますか。

○議長 執行部、井上町民課長。

○井上町民課長 若藤議員の再質問にお答えします。

期間というのは3月いっぱいまでを想定しておるんですが、詳細については今、手元に資料がございませんので、詳しいご説明はできません。申し訳ございません。

○議長 総務課長。

○大石総務課長 若藤議員の再質問にお答えいたします。

それと、町民課長の答弁にちょっと補足をさせていただきます。予算の積算上は平均時間外単価が2,500円、その100時間分ということで25万という額を計上させてもらっております。

以上でございます。

○議長 片岡智準議員。

○6番 同じページの2款の18節の非課税世帯に対する臨時交付金の1億4,400万、たしか昨年にこれは出て、他の市町村ではもう交付しているところがあるはずなんですよ。ということは、何で遅れたかという、まず遅延の理由と、今、手元にあれば、対象者は何名おるのか、そして支給予定日、もし可能であれば分かる範囲でお答え願いたいと思います。

以上です。

○議長 ただいまの質疑に対して、執行部、井上町民課長。

○井上町民課長 片岡議員のご質問にお答えいたします。

非課税世帯の臨時特別給付金は今から事務が始まる事業でございます。もしかしたら片岡議員が言われゆうのは子育て世帯の臨時特別給付金の支給についてではないかと思いますが、違っていたらすみません。子育て世帯の臨時給付金については、対象者には令和3年度末に給付を完了しております。

非課税世帯の臨時特別給付金、この補正につきまして説明いたします。新型コロナウイルス感染症が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、新たな経済対策の一部として、住民非課税の世帯などに対して現金10万円の支給を行うものです。

支給は3月頃から開始する予定です。それまでに対象者のピックアップであるとか申請とかの手続きがありますので、実際の支給開始は3月頃を予定しております。予算上での対象世帯としては1,440世帯を見込んでおります。1世帯当たり10万円給付、またそれに伴う事務経費等で348万1,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長 ほかに。5番、大野直孝君。

○5番 ちょっと聞きたいだけなんです、第8号に「第2条、債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正による」とあるんですが、これを聞きたいというだけですが。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部、答弁。井上町民課長。

○井上町民課長 ただいまの大野議員の質問にお答えいたします。

ただいま説明を求められました債務負担行為につきましてですが、令和7年度の供用開始を予定している新たな管理型最終処分場整備に向けて、事業主体となる公益財団法人エコサイクル高知と仁淀川町との間で、整備費の負担に関する協定の締結の担保として、負担金に係る令和4年度から令和6年度までの債務負担行為を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。8番、若藤敏久君。

○8番 3度目の質問になります。先ほど総務課長から説明を伺ったんですが、2,500円の大体100時間分で25万の時間外勤務手当と。普通考えたら、普通のここら辺のバイトと一緒にいかんかもわからんけど、役場の職員さんは1時間で時間外が2,500円もつくんですか。普通の大体相場の800円、900円の3倍になるわね。

さっきの総務課長の説明でいけば、2,500円の100時間分、それが相場といえ、それで

相場でという答弁で結構ですから、そこら辺、少し詳しく説明願えますか。

○議長 大石総務課長、答弁。

○大石総務課長 若藤議員のご質問にお答えいたします。

職員の時間外の単価というのは条例、規則等で計算式がございます。それですので、職員一人一人が時間外の単価が違うと。また平日の時間外、あと土日祝日の時間外でも割増し率が変わっております。

町としましても、できる限り時間外を削減するようには各部署、機会あるごとには周知しておりますので、時間外の予算があるからといって時間外勤務することなく対応はしていきたいと考えております。2,500円程度が大体平均の単価になっております。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第2号の質疑を終結します。

議案第3号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第3号の質疑を終結します。

同意第1号については、地方自治法第117条の規定により、竹本文直君は除斥の対象となりますので、退場を求めます。

暫時休憩します。

午後 0時10分 休憩

午後 0時11分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第1号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第1号の質疑を終結します。

質疑が終わりましたので、議場への復帰を認めます。

暫時休憩します。

午後 0時11分 休憩

午後 0時12分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25、これより討論・採決を行います。

報告第1号、専決処分の報告について（盗難被害に係る和解について）、報告第2号、第3号、専決処分の報告について（補正予算第6号・第7号）は、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

議案第1号について、討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成。よって、議案第1号、仁淀川町観光センター等の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第2号について、討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第2号、令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第8号）については原案どおり可決されました。

議案第3号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

失礼しました。報告第2号、第3号、専決処分の報告については承認を頂けなければなりませんので、よろしいでしょうか。ぬかっておりましたので。

報告第2号、第3号、専決処分の報告について、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 ありがとうございます。

先ほどの続きを行います。

議案第3号、令和2年度道整備推進交付金事業林道大峠北浦線開設工事変更契約の締結については、原案どおり可決されました。

同意第1号については、地方自治法第117条の規定により、竹本文直君は除斥の対象となりますので、退場を求めます。

暫時休憩します。

午後 0時16分 休憩

午後 0時17分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第1号について、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、同意第1号、監査委員の選任については原案どおり同意されました。

採決が終わりましたので、議場への復帰を認めます。

暫時休憩します。

午後 0時17分 休憩

午後 0時20分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどこちらの不手際で報告第2号、第3号の専決処分について訂正をさせていただきます。報告第2号、補正予算第6号について、承認の挙手をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。挙手をお願いします。

全員承認ということで認められます。

次に、報告第3号の補正予算第7号について、同意の承認の挙手をお願いします。

全員同意。どうもありがとうございました。

日程第26、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

各常任委員会、特別委員会の委員長から、委員会の審査、調査の件、特定事件の調査事項について、仁淀川町議会会議規則第74条の規定により、お手元にお配りした申出のとお

り、閉会中の継続審査、調査の申出があります。

暫時休憩します。

午後 0時22分 休憩

午後 0時23分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会、特別委員会の委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会、特別委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後 0時24分 休憩

午後 0時24分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。令和4年第1回仁淀川町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後 0時24分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会臨時議長

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員